

平成26年度 納税表彰式



第188号
平成26年12月発行

発行所
伏見納税協会
伏見納貯組合連合会
京都市伏見区深草墨染町44-14
電話 075 (641) 0998番

編集発行人
専務理事 高島康朗

平成二十六年年度納税表彰式(伏見税務署・公益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄組合連合会 共催)が十一月十九日(水)京都ロイヤルホテル&スパにおいて京都府京都南府税事務所長、京都市伏見区長、近畿税理士会伏見支部長をはじめ多数のご来賓を迎え挙行されました。

表彰状は、多年にわたり適正な申告と期限内納付に努められるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、税務行政の円滑な推進、電子申告・納税システムの利用拡大、並びに租税教育の推進に多大な功績のあった方々に授与されました。また、式典において「税に関する作文」の優秀作品の朗読があり、中学生とは思えない税に対するしつかりした考え方に全員が感銘を受けました。

受彰等のご栄誉に対しお祝い申し上げます。

(受彰者名は次頁のとおり)



平成26年度 納税表彰式

伏見税務署・公益社団法人伏見納税協会・伏見納税貯蓄組合連合会

平成26年度 納税表彰式

行事予定	1月13日 納貯研修会	2月2~6日 個人部会決算・申告指導
12月15・16日 年末調整相談会	15日 青年部役員会・自由の会	6日 優法会研修会
16日 「税についての作文」表彰式	21日 個人部会分科会長会議	3月24日 理事会
18日 青年部会役員会・研修会・拡大自由の会	30日 法人部会研修会・意見交換会	5月27日 定時総会

栄えある表彰を受けられた方々

(敬称略・五十音順)

伏見納税署長納税表彰受彰者

北川 幸宏

(公益社団法人伏見納税協会 常任理事)

藤田 佳則

(伏見納税貯蓄組合連合会 会長)
(公益社団法人伏見納税協会 理事)

山口 孝士

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

公益社団法人伏見納税協会長表彰受彰者

(法人の部)

西京運輸 株式会社

(公益社団法人伏見納税協会 常任理事)

株式会社 長栄

(公益社団法人伏見納税協会 理事)

マツイカガク 株式会社

(公益社団法人伏見納税協会 常任理事)

(個人の部)

岡本 清臣

(公益社団法人伏見納税協会 監事)

平岡 佳道

(公益社団法人伏見納税協会 理事)
(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)

伏見納税貯蓄組合連合会会長表彰受彰者

池上 信一

(伏見納税貯蓄組合連合会 理事)
(公益社団法人伏見納税協会 理事)

【披露】

大阪国税局長表彰受彰者

岡田 好雄

(公益社団法人伏見納税協会 副会長)
(伏見納税貯蓄組合連合会 副会長)
(京都府納税貯蓄組合総連合会 理事)

租税教育推進校等表彰受彰者

(国税庁長官表彰)

京都府立 京都すばる高等学校

(伏見納税署長表彰)

近畿税理士会 伏見支部

国税の「ダイレクト納付」の利用を！



経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう 納税協会の輪 運動実施中!



DJIDO 大同生命

AIU AIU保険会社

京都支店/京都市中京区烏丸通り三条下ル膳屋町595-3
TEL 075-231-5341

京都支店/京都市中京区烏丸通り三条下ル膳屋町595
(大同生命京都ビル7F) TEL 075-223-1651

中学生の「税についての作文」表彰

〔敬称略・順不同〕

中学生の「税についての作文」に応募されました二二八六作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

吉田 真 (深草中学校)

京都府納税貯蓄組合総連合会会長賞

阿部 つかさ (醍醐中学校)
市川 心 (桃陵中学校)
鈴木 智喜 (桃山中学校)

伏見区納税貯蓄組合長賞

高木 望 (春日丘中学校)
山本 めぐみ (京都聖母学院中学校)



伏見納税貯蓄組合連合会会長賞

大東 加奈 (春日丘中学校)
木村 愛衣 (京都橘中学校)

公益社団法人伏見納税協会会長賞

尾田 亜美 (向島東中学校)
谷村 亮介 (京都橘中学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

小泉 咲紀子 (京都聖母学院中学校)
高野 菜々 (春日丘中学校)

伏見区租税教育推進協議会会長賞

杉森 未来 (洛水中学校)
藤田 彩百合 (藤森中学校)

伏見納税貯蓄組合連合会奨励賞

中村 水姫 (伏見中学校)
糠山 智英美 (大淀中学校)
平田 謙介 (京都教育大学附属桃山中学校)
御手洗 菜々 (神川中学校)
若林 真央 (京都橘中学校)

「税に関する高校生の作文」表彰

〔敬称略・順不同〕

「税に関する高校生の作文」に応募されました二七一作品(伏見区)について、厳正に審査した結果、次の方々が受賞されました。

京都府租税教育推進連絡協議会賞

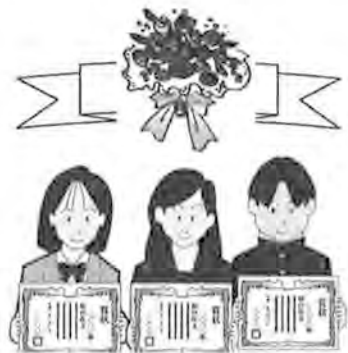
武谷 周 (京都すばる高等学校)

伏見区納税貯蓄組合長賞

小池 朋佳 (京都教育大学附属高等学校)

近畿税理士会伏見支部長賞

辻 一真 (京都教育大学附属高等学校)



伏見区租税教育推進協議会会長賞

鈴木 陽音 (京都教育大学附属高等学校)
高原 菜々 (京都すばる高等学校)
中西 桜子 (京都橘高等学校)

伏見区租税教育推進協議会奨励賞

月ヶ瀬 あさひ (伏見工業高等学校)

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

私たちの将来と税

京都市立深草中学校 三年 吉田真尋

今春、消費税の税率が五パーセントから八パーセントになり、スーパーで買い物をするたびに表示されている税抜価格と実際にレジで支払う価格の差に増税を実感する人は多いことでしょう。

このように消費税の支払いのやりとりをひとつの例にとってみても、税とは、とても身近なものなのです。しかし、今回、税について考えを深めるにつれ、その集め方や使い方によって私たちの暮らしや私たちの将来、これからの日本の方向性にまで影響を与えてしまふほど大事なことはないかと思うようになりました。

日本は借金大国と言われていますが、その借金の多くは、社会保障費と社会保障費確保のための国債の利払い費です。つまり、借金を借金で返済しているのです。

これは、戦後の高度経済成長期の経済ベースで福祉政策を行い続けた結果なのだと思います。しかし、祖父や祖母の世代は、戦争で大変な苦労をした世代であり、その世代の福祉政策であったことも理解しなければなりません。

なぜ、このような状態でも、日本の経済や国家が破産しないのか不思議に思いましたが、日本には、比較的安定した政治システムや最先端の科学技術などの産業が世界から評価されているから大丈夫なのだということも分かりました。

これから、勤労世代が父や母から私たちに世代交代し、私たちは、私たちや子孫の世代が安心して暮らせる国を作っていく義務を負うのです。

国民の三大義務として、教育を受ける(受けさせる)義務、勤労の義務、それと納税の義務があります。私は中学三年生なので、将来、勤労の義務を果たすため勉強に励んでいます。次世代の国づくりの義務もあるのだと思います。

税の使い方を決めるのは議会であり、議員を選出するのは選挙権をもった国民です。私たちが理想の国づくりをするには、まず、貴重な税を国民のため、日本のために使える政策を持った議員を選ぶことが大切です。役所は、その政策を実行して新たな産業や雇用を創出する手助けをします。また、役所が適正に税を使っているかどうかをチェックすることも、私たちが議員の選出を通じて監視する仕事のひとつです。

最後になりますが、私たち国民ひとりひとりが税に関心を持つことが納税の意識を高めることに通じ、この国をより良くしていくうえで大切なことなのだと思います。



京料理

清和荘

SEI

WA

SOH

Tel (075)641-6238(代)

税務に関するご相談は納税協会へ



『税を考える週間』記念講演会

冒頭、大宮会長は納税協会の存在意義や事業活動等についてアピールを兼ねてあいさつを行った。

その後「国際情勢を読みとく！日本はどう立ち向かうのか」と題し、安全保障スペシャリストの森本氏による講演が行われた。内容は、ホワイトボードに書かれた黒海周辺の国及びイラン近隣国の地図により、複雑な事項を分かりやすく説明され、参加者からは時間を延長して聞きたかったとの声が聞かれ、また「非常によかった。来年も出席したい。」との礼状も届いた。

青年部会員8名が 伏見中学校生徒に租税教室！

10月21日、伏見中学校3年生7クラス221名に対し、当協会青年部と近畿税理士会伏見支部と共催で租税教室を開催した。

税がなぜ必要なのか等DVDも使用し、分かりやすく説明した。



宮本久輝 家屋賃貸業	緒方浩建 建設業	川島和代 呉服	西拓也 生命保険業	西野健次 飲食業	橋田真治 飲食業	田能俊朗 税理士	小林真由美 税理士	衣笠裕樹 WEBマーケティング	福岡靖展 解体業	松林秀悟 税理士	個人会員	株式会社 スマイル・アイ 保険代理店	株式会社 トヨダ 古紙及び資源物リサイクル	OSO株式会社 一般貨物自動車運送業・倉庫業	新規入会者のご紹介(敬称略) 平成二十六年七月以降分
---------------	-------------	------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------------	-------------	-------------	------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	-------------------------------

京都産米「祝」100%使用

古都千年

京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町105番地
電話 611-2124 代表

清酒 英勲 醸造元

齊藤酒造株式会社

伏見税務署からのお知らせ

○ サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場のお知らせ

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

開設期間	会場	所在地
2月4日(水)・5日(木)・6日(金)	伏見区役所4階会議室	伏見区鷹匠町39-2
2月10日(火)・12日(木)・13日(金)	伏見区役所醍醐支所3階会議室	伏見区醍醐大構町28

※ 各会場とも開設初日は混雑が予想されます。

○ 税理士による地区相談会場のお知らせ

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。各会場とも申告書の提出ができます。

開設期間	会場	所在地
2月16日(月)・17日(火)	伏見区役所醍醐支所3階会議室	伏見区醍醐大構町28
2月19日(木)・20日(金)	淀連合自治会淀会館2階ホール	伏見区淀池上町131-1

※ 上記の会場は、伏見税務署、伏見納税協会の共催により開設しています。

※ 消費税の確定申告の相談も行っていますので、ご利用ください。

- いずれの会場も開設時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後4時です。
- 受付時間は午後3時までですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。
- 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の申告については、税務署にご相談ください。
- 各会場の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

確定申告書は自宅で作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」を利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等が作成できます。

確定申告書等作成コーナーで作成した確定申告書等は、
プリンタで印刷して郵送等で提出できます！

(添付書類も併せて提出する必要があります。)



**確定申告書等作成コーナーは
こんな方にオススメ！**

- ・ 平日に休みが取れない
- ・ 混雑した相談会場が苦手
- ・ 日頃からインターネットを利用している …など

献上銘菓

えがお

御菓子司

富英堂



本店 京・伏見中油掛

TEL 601-1350

601-1366

桃山店 京阪桃山駅東角

TEL 611-0948

《消費税課税事業者の皆さまへ》

計算方法にご注意ください!

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。
 そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては…

帳簿等において、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

平成9年4月1日から
平成26年3月31日までの取引

区分!

平成26年4月1日
以後の取引

(単位：円)

項目	課税期間の 合計金額	うち税率4% 適用分	うち税率6.3% 適用分
課税期間中の売上高			
1 (1) 課税売上高(税込み)	395,000,000	131,500,000	263,500,000
(2) 免税売上高	11,000,000	—	—
(3) 非課税売上高	8,000,000	—	—
2 売上対価の返還等の金額 (課税売上げに係るもの(税込み))	18,500,000	9,000,000	9,500,000
3 課税期間中の課税仕入れの金額(税込み)	306,450,000	103,000,000	203,450,000

- 1 新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%です(旧税率：消費税4%・地方消費税1%)。
- 2 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページをご参照ください。

料理の基本は



さしすせそうみ

 株式会社 創味食品

京都市伏見区横大路芝生24-3
Tel.075-612-3333 <http://www.somi.jp/>

京都府・京都市からのお知らせ

● 事業主のみなさまへ 個人住民税の特別徴収の 実施をお願いします

～京都府と京都府内のすべての市町村は、個人住民税の特別徴収を推進しています～

■ 個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

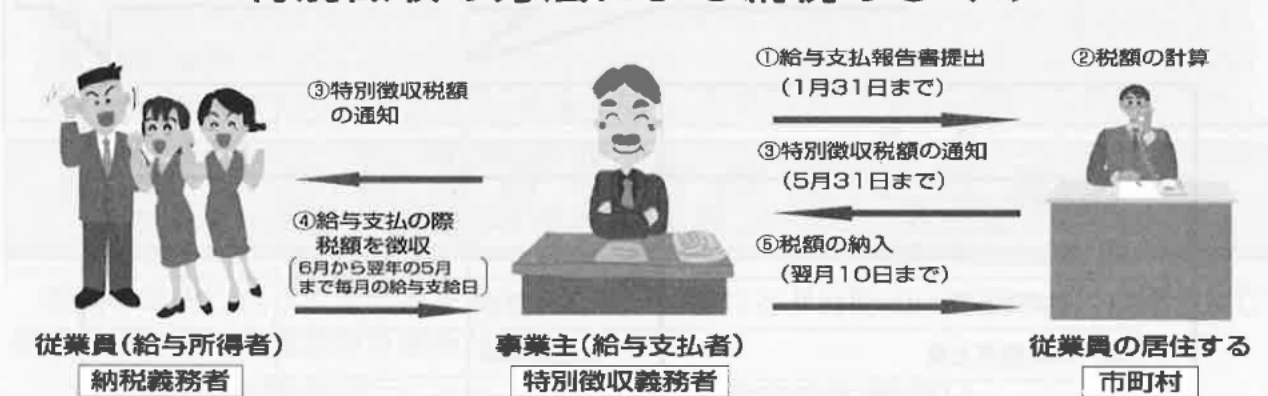
■ 特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

■ 特別徴収のメリット

- これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、
- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる
 - ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくてすむなど、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先 京都府 税 務 課 課税・電算担当 075-414-4434
京都市 法人税務課 特別徴収担当 075-213-5246

平成27年度 償却資産(固定資産)の申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産(土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産)についても課税されます。償却資産については申告制度がとられており、毎年1月1日現在所有する償却資産を申告していただく必要があります。

償却資産の種類と具体例について ①構築物(庭園、門、塀、舗装路面、立体駐車場など) ②機械・装置(加工機械、製造機械、建設工業機械、機械式駐車設備など) ③車両・運搬具(ロードローラー、ブルドーザなど) ④工具・器具備品(事務机、応接セット、音響機器、OA機器、看板、金庫など)

中小企業等の損金算入特例について 租税特別措置法の規定により取得価額10万円以上30万円未満の少額資産を一時に損金算入した場合についても、償却資産(固定資産税)の課税対象となります。法定耐用年数を記入のうえ、ご申告ください。

テナントが付けた家屋の附帯設備について テナント(家屋の所有者以外の方)が、事業の用に供するため、平成16年4月1日以後に取り付けた家屋の内装や建築設備などの附帯設備については、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。

〈提出期限〉平成27年2月2日(月)

平成27年1月1日現在の所有資産について、ご申告ください。

〈提出及び問合せ先〉

資産が所在する市区町村にご提出ください。

京都市内の資産については下記のとおりです。

なお、複数区に資産が所在する場合は、区ごとに申告書を作成してください。

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当 (TEL075-213-5214)

※ また、京都市では地方税法の規定により実地調査を実施しております。調査資料として、税務書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。